

I 労働安全衛生法改正と メンタルヘルス対策

職場における受動喫煙防止対策

職場における受動喫煙防止対策

国内における施策

- 職場における受動喫煙防止対策については、平成4年以降、労働安全衛生法に定められた快適職場形成の一環として事業者を指導
- 平成15年に健康増進法が施行

国際的な動向（WHO）

たばこ規制枠組条約

（平成16年6月批准、平成17年2月発効、平成24年1月現在174か国が批准）

第8条 たばこの煙にさらされることからの保護

- 1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する
- 2 屋内の職場、公共交通機関、屋内の公共の場所等におけるたばこの煙にさらされることからの保護についての効果的な措置をとる

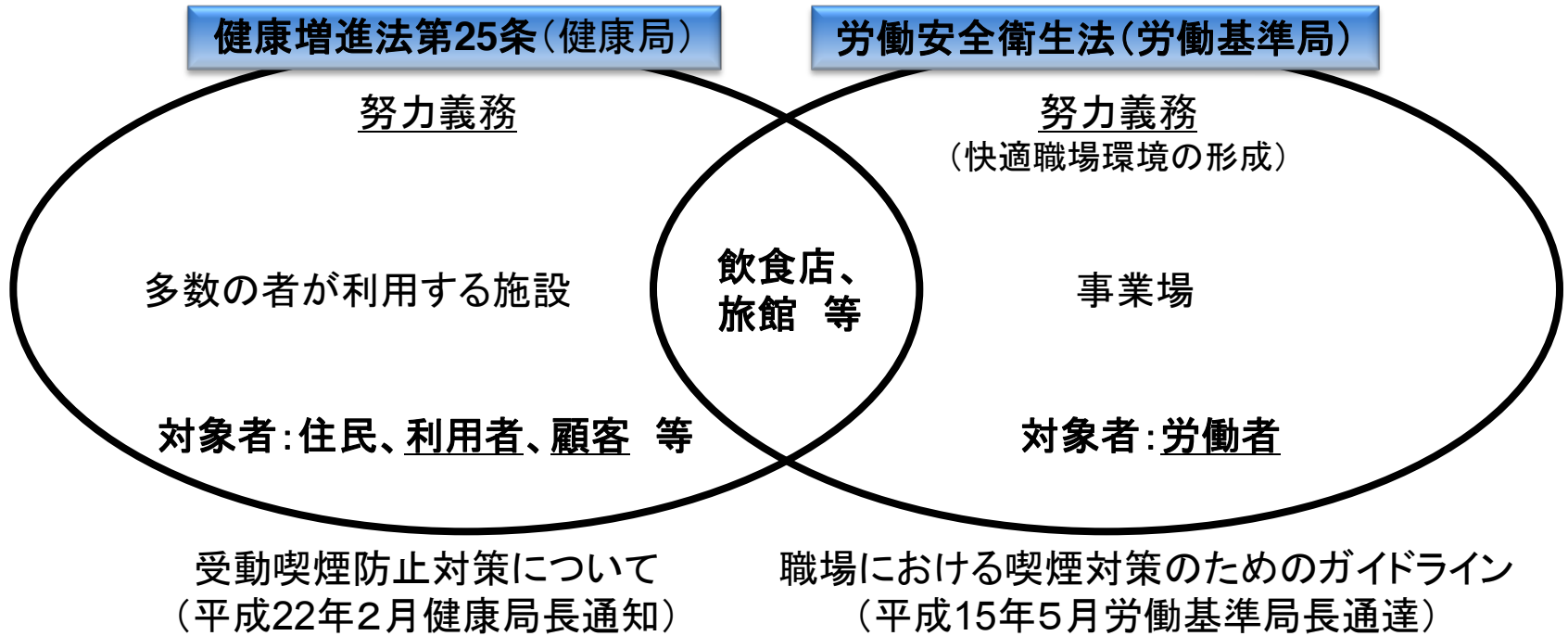
たばこ規制枠組条約第8条履行のためのガイドライン

（平成19年7月採択）

- 100%禁煙以外の措置（換気、喫煙区域の使用）は、不完全である
- すべての屋内の職場、屋内の公共の場及び公共交通機関は禁煙とすべきである

現在の規制の仕組み

健康増進法と労働安全衛生法による受動喫煙防止対策の関係(イメージ図)



職場における受動喫煙の現状

- 事業場の取組みは十分とはいえない状態
 - 「全面禁煙」又は「空間分煙」を行っている事業所 **46%** (平成19年) ➡ **64%** (平成23年)
 - 職場で受動喫煙を受けている労働者 **65%** (平成19年) ➡ **44%** (平成23年)
- [平成19年労働者健康状況調査 及び 平成23年職場における受動喫煙に係る調査]

職場の受動喫煙防止対策を巡る動向

「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)

・【2020年までの目標】 受動喫煙の無い職場の実現

労働政策審議会建議(平成22年12月22日)

- 一般の事務所、工場等については、全面禁煙や空間分煙とすることを事業者の義務とすることが適当
- 飲食店等の顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所についても、同様の措置をとることが適当であるが、それが困難な場合には、当分の間、換気等により可能な限り労働者の受動喫煙の機会を低減させることを事業者の義務とすることが適当
- 罰則は当面付けず、対策の進捗状況を踏まえ対応
- 国は、事業場の取組を支援するため、技術的支援及び財政的支援を行うべき
- 国民のコンセンサスの形成に努め、できるだけ早期に新成長戦略の目標を達成できるよう取組を推進



労働安全衛生法改正法案

(平成23年12月2日 国会提出)

概要

- ① 労働者の受動喫煙を防止するため、職場の全面禁煙又は空間分煙による措置を事業者に義務付ける
- ② 飲食店その他の①の措置が困難な事業場については、当分の間、受動喫煙の程度を低減するため、一定の濃度又は換気の基準を守ることを事業者に義務付ける

職場における受動喫煙防止対策の今後のイメージ

2012年
(平成24年)

(対策の強化)

2013年～2019年
(平成25年～平成31年)

2020年
(平成32年)

**「受動喫煙の無い
職場の実現」**

新成長戦略
(平成22年6月18日
閣議決定)

事務所、
工場

- 全面禁煙
- 空間分煙

顧客が存在
する職場
(飲食店、
宿泊業等)

- 濃度・換気の基準

できるだけ
早期に

国民のコン
センサスの
形成

受動喫煙防止対策に関する支援事業について

1. 受動喫煙防止対策助成金

1. 対象事業主

○ 労働者災害補償保険の適用事業主であって、旅館業、料理店又は飲食店を経営する中小企業事業主※であること。

〔 ※ 料理店又は飲食店については、その常時雇用する労働者が50人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下、
旅館業については、その常時雇用する労働者の数が100人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下。 〕

2. 助成対象

○ 一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費

○ 喫煙室以外に、受動喫煙を防止するための換気設備の設置等の措置に必要な経費

※ 工事前に「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画」を策定し、所轄都道府県労働局の認定を受ける必要があります。

3. 助成率、助成額 : 喫煙室の設置等に係る費用の1/4 (上限200万円)

4. 予算規模 : 平成23年度予算 約2.8億円

5. 申請書等提出先 : 都道府県労働局(健康安全課又は健康課)

2. 受動喫煙防止対策に係る相談支援事業

○ 事業場における喫煙室の設置、飲食店等における浮遊粉じんの基準への対応など技術的な相談内容について、労働衛生コンサルタント等の専門家による電話相談を行います。
(必要に応じ実地指導も行います。)

○ 相談は無料です。

☆相談ダイヤル: 03-3213-1012

☆問合せ先 : judo-kitsuen@tokiorisk.co.jp

(事業実施機関: 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社)

3. 職場内環境測定支援事業

(たばこ煙濃度等の測定機器の貸与)

○ たばこ煙の濃度及び喫煙室の換気の状態を把握し、職場における効率的な受動喫煙防止対策を行うために必要な測定機器として、デジタル粉じん計及び風速計の貸出しを行います。

○ 貸出費用は無料です。(往復の送料のみ自己負担)

☆申込受付ダイヤル: 03-5625-4296

FAX : 03-5600-4907

(事業実施機関: 柴田科学株式会社)